

京都市告示第322号

令和7年3月31日京都市告示第808号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和7年8月1日から次のように改めます。

令和7年8月1日

京都市長 松井 孝治

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
壬生東市営住宅	第7棟	EVあり	なし	なし	なし	昭和56年度竣工	0.8754

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
壬生東市営住宅	第7棟	EVあり	なし	なし	なし	昭和56年度竣工	0.8754
	C棟	EVあり	あり	あり	あり		1.0569

」

に、

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
三条市営住宅	第22棟	EVあり	あり	あり	あり		0.9892

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
三条市営住宅	第22棟	EVあり	あり	あり	あり		0.9892
	S1棟	EVあり	あり	あり	あり		1.0000

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)